

# 世界の化学物質管理(TSCA・化審法)

Rules and Regulations on Environmental Protection(No.1)  
Global Management on Chemical Substances (Toxic Substances Control Act・  
The Law concerning the Examination and Regulation of Manufacture etc. of  
Chemical Substances)



品質・環境本部  
環境・安全部  
齋賀 徹  
Tohru  
Saika

## 1. はじめに

『環境』の2文字は、毎日のようにテレビ、新聞、雑誌、広告等を通じ「地球環境」「環境問題」「環境保全」「環境ホルモン」「環境報告書」等々身近に感じられる言葉となっている。すなわち、我々は「環境問題」を避けて通れない時代に直面しており、何とかして環境の悪化を食い止め地球の存続に努力することが求められている。環境(大気、海洋・河川、土壌)の悪化に対しては、「化学物質=悪者」の如き扱いをされているのが現状である。しかし、一方では現在の何不自由ない生活には化学物質の果たす役割は非常に大きく、化学物質の恩恵なくして今日の繁栄はなかったであろう。化学物質は、従来個々の物質について有害性(ハザード)の高い物質を対象に法規制で対応してきた。ところが、現在上市されている化学物質数は国内だけでも数万種を上回り、法規制だけでは対応できなくなっている。このような背景から世界の化学工業界が化学物質を環境・安全・健康等の総合的な面から自主的に管理活動を行うようになってきた。この活動をRC(レスポンシブルケア)と呼び、日本でも(社)日本化学工業協会が1995年にJRCC(日本レスポンシブルケア協議会)を設立

し今日まで活動を続けてきている。関西ペイントも設立と同時にJRCCに加入しRC活動をしている。

以下に環境安全と化学物質の管理に関連する法令・規則等について概説する。第1回として新規化学物質に関連する法規類と届出制度を中心に取り上げた。

## 2. 国内法規制の体系

国内の環境および化学物質に関連する主要な法令等をまとめると図1のようになり、製造・取扱・販売～輸送～使用～排出(廃棄)のライフサイクルにわたり化学物質に関連する法令等があげられる。ここにあげた以外にも多くの法令・規則類があり、法令によっては複数の工程に関係するものもある。この中で新規化学物質届出制度に関わるのは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律である。

## 3. 新規化学物質届出制度

最近の産業界をみると、自動車、電気・電子をはじめ各産業とも生産拠点の海外シフトが進み、生産の海外比率も増大している。これに伴い化学工業(塗料工業も含む)も海外シフトを余儀なくされてきた。ところが、法令および法規制物質は国により異なるので、海外への輸出及び海外での製造にあたっては、その国の法令に沿った物質の届出・登録が必要となる。塗料は化学物質の混合物であり、また塗料用樹脂(ポリマー等)は複数化学物質(モノマー類)の反応生成物で新規化学物質の届出対象となりうる。新規化学物質届出制度が実施されているのは、日本、アメリカ、カナダ、欧州、オーストラリア、スイス、韓国、フィリピンの8カ国(地域)に加え、最近では、2003年10月から中国でも新規化学物質環境管理規則が施行された。

主要国の新規化学物質届出制度を表1<sup>1)</sup>にまとめた。



図1 化学物質に関わる主要な法規類

表1 主な国の新規化学物質届出制度<sup>1)</sup>

項目	米 国	カナダ	E U	オーストラリア	日 本
法 律 名	有害物質規制法 (TSCA)	環境保護法 (CEPA)	指令67/548/EEC	工業化学品 (届出・審査) 法	化審法
制 定 日	1976.11.10	1988.6.28	1967.6.27	1990.1.17	1973.10.16
施 行 日	1977.1.1	1988.6.30		1990.7.18	1974.6.10
既存物質リスト	TSCAインベントリー	DSL, NDSL	EINECS, ELINCS, NLP	AICS	ENCS
届 出 時 期 (標準的届出)	製造の90日前	製造の90日前 (明細書により異なる)	上市の60日前	製造の90日前	3ヵ月前
届 出 者	米国内の製造業者 (化学物質を製造または輸入する者)	カナダ国内の製造業者 (輸入業者を含む)	共同体内の製造業者、物質の上市に責任のある共同体居住者、総代理人	製造業者または輸入業者 (工業化学品導入業者登録簿、理事長に申請)	製造業者及び輸入業者 (外国からも可能)
届 出 場 所	EPA (環境保護庁)	環境省、保健省	加盟国の所管官庁	国家労働安全衛生委員会 (NOHCS)	環境大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣
届 出 手 数 料	小規模企業:100ドル その他の者:2,500ドル	50~3,500カナダドルを提案	加盟国により異なるが、不要~9,100ECU	標準届出:11,000豪ドル 限定届出:9,800豪ドル	不要
届 出 書 式	PMN (Premanufacture Notice)	NSN (明細書I~Ⅲで異なる)	SNIF (Summary Notification and Information Format)	付属書Part A、B、C (書式1-STD)	新規化学物質製造 (輸入)届出書
ポリマー届出要件	免除クライテリアに適合等 (製造または輸入報告書の提出)	年間1t以下及び累積合計5t以下は届出不要	届出不要、届出要件あり	免除届出あり (低懸念の合成ポリマー)、届出不要有り	高分子フロッスキームによる届出、届出不要あり
少量化学物質届出要件	免除届出提出 (10t以下/年)	届出不要あり (化学物質とポリマーで数量異なる)	10kg未満/年	免除届出提出 (10kg以下/年)	届出必要 (1t以下/年)、少量新規化学物質製造・輸入申出
研 究 開 発 届 出 要 件	届出不要 (少量) 免除期間の規程なし。免除に該当する証拠等を5年間保存。	1t以下/年及び累積合計5t以下 (研究開発、製品開発)	● 科学的 研究 開発 (SRD):100キログラム以下 / 年 / 製造 業者 ● プロセス 指向 研究 (PORD):限定された量 および取引先に 限定	届出不要 (50kg以下/年)	届出不要 一部でも新規化学物質が商業的に他の物質等の製造に使用される場合は、届出が必要
試 験 販 売 届 出 要 件	届出不要 (必要量)	届出不要 (製品開発)	PORD	免除届出提出 (2t/2年以内)	届出不要
秘密保持請求要件	○	○	○	○	×
商品 (Article)との区別	○	○	○	○	○
製 造 ・ 輸 入 開 始	1) 規制措置問わなければ、PMN審査期間 (90日) 満了後 2) 製造・輸入開始後の30日以内に製造開始届 (NOC) の提出EPAに受領された時点で既存化学物質となる。	● 審査期間終了後 ● 有害性の疑いがある場合、条件付で製造・輸入許可または2年以内の製造・輸入禁止 (追加データ等の要求)	官庁が届出書類受領60日経過後	申請者への審査証明書発行後 製造業者は、製造・輸入開始後7日以内に開始届出の提出	● 審査を経て、判定結果が届出受理日から3ヵ月以内に届出者に通知される。 ● 白公示物質、指定化学物質については、実績数量等の届出が必要で、有害性の調査の報告が要求される。
記 録 保 存	製造 (輸入) 開始日から5年間、PMNの情報についての証拠文書を製造場所または輸入の場所で保存する。記録内容は、年間の生産量または輸入量 ● その他:各免除等にも記録保存あり			記載なし	
備 考				AICSへの追加は審査証明書交付から5年後 (先願者優先権)	
罰 則	民事罰 (27,500ドル以下) 刑事罰 (27,500ドル/日以下) または1年以下の禁固、またはその両方	100万カナダドル以下もしくは3年以下の懲役またはその両方	加盟国により異なるが、最高刑:禁固6年 (オランダ) 最高額:76,000ECU (仏)	3,000~30,000豪ドルの罰金	1年以下の懲役および/または30万円以下の罰金

### 3.1 既存化学物質リスト

既存化学物質リストとは、各国における化学物質規制法等において通常、一定の時期までに製造、輸入または上市されていた化学物質のことをいう。このリストに登録されていない化学物質を製造または輸入しようとする場合、新規化学物質としての届出義務がある。現在、以下の既存化学物質リストが各国より発行されている。（表2参照）

### 3.2 国内の新規化学物質届出制度

国内の新規化学物質届出制度は、以下のように化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下化審法と略称）および労働安全衛生法（以下労安法と略称）で定める2通りがあるが、ここでは化審法について説明を加える。

- (1) 化審法：難分解性等の性状を有し、かつ人・動植物への毒性を有する化学物質による環境汚染の防止を目的とする。（所管官庁：経済産業省、厚生労働省及び環境省）
- (2) 労安法：化学物質による労働者の健康障害の防止を目的とする。（所管官庁：厚生労働省）

表2 各国の既存化学物質リスト

国名	略称	正式名称(和訳例)
日本	ENCS	Existing and New Chemical Substances List (化審法の既存化学物質リスト)
	ISHL	Industrial Safety & Health Law List (労安法の公表化学物質リスト)
米国	TSCA	Toxic Substances Control Act Chemical Substance Inventory (有害物質規制法の化学物質台帳)
カナダ	DSL	Canadian Domestic Substances List (カナダ国内物質リスト)
	NDSL	Canadian Non-Domestic Substances List (カナダ非国内物質リスト)
欧州連合(EU)	EINECS	European Inventory of Existing Commercial Chemical Substances (欧州既存商業化学物質台帳)
	ELINCS	European List of Notified Chemical Substances (欧州新規届出化学物質リスト)
	NLP	No-Longer Polymers List (もはやポリマーとされない物質リスト)
オーストラリア	AICS	Australian Inventory of Chemical Substances (オーストラリア既存化学物質台帳)
ニュージーランド	(SCL)	Single Component List of Substances to be considered for transfer (移行予定の単一化学物質リスト)
韓国	ECL	Korean Existing Chemicals List (韓国既存化学物質目録)
中国	IECSC	Inventory of Existing Chemical Substances in China (中国現有化学物質名録)
スイス	SWISS	Giftlist 1 (List of Toxic Substances 1) (毒物リスト1)
		Inventory of Notified New Substances in Accordance with the Ordinance on Substances (物質政令に基づく届出物質リスト)
フィリピン	PICCS	Philippines Inventory of Chemicals and Chemical Substances (フィリピン化学品・化学物質台帳)

表3 化審法の比較<sup>2)</sup>

項目	現行化審法	改正化審法
改正時期	1986年(昭和61年)	2003年(平成15年)5月公布 2004年(平成16年)4月1日施行
改正の要因	トリクロロエチレン等による地下水汚染	人・動物への影響及び環境汚染に着目する欧米の状況とOECD勧告
改正目的の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2種特定化学物質（難分解性、長期毒性）の製造・輸入量の届出規制</li> <li>●指定化学物質（難分解性、長期毒性の疑いあり）の監視制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●動植物への影響に着目した審査・規制制度の導入</li> <li>●難分解性、高蓄積性の既存化学物質に関する規制の導入</li> <li>●環境中への放出可能性に着目した審査制度の導入</li> <li>●事業者が入手した有害性情報の報告の義務付け</li> </ul>
法律の目的	難分解性かつ人の健康を損なうおそれがある化学物質	難分解性かつ人の健康を損なうおそれ、または動植物の生息もしくは生育に及ぼすおそれがある化学物質
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種特定化学物質 難分解性、高蓄積性、人への毒性</li> <li>●第2種特定化学物質 難分解性、人への毒性</li> <li>●指定化学物質 難分解性、人へ毒性の疑い</li> <li>●白公示物質</li> </ul>	6種類のカテゴリーに変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種特定化学物質 難分解性、高蓄積性、人または動物への毒性</li> <li>●第2種特定化学物質 難分解性、人または動物への毒性</li> <li>●第1種監視化学物質(新規設定) 難分解性、高蓄積性の既存化学物質</li> <li>●第2種監視化学物質(現行の指定化学物質) 難分解性、人へ毒性の疑い</li> <li>●第3種監視化学物質(新規設定) 難分解性、動植物への毒性</li> <li>●白公示物質</li> </ul>

### 3.2.1 化審法

1950年から1960年代にかけて発生した4大公害病の1つとして、カネミ油症事件がある。このカネミ油症の原因物質であるポリ塩化ビフェニル (PCB) を代表とする、「難分解性」「人の健康を損なうおそれのある」化学物質による環境汚染の防止のため、および新規化学物質審査制度を有する化審法が1973年(昭和48年)に制定された。

つぎに、現行の化審法と本年(平成16年)4月施行の改正化審法の概略を比較すると、表3<sup>3)</sup>のようになり、一段と規制対象の中が広がっているのが明らかである。今後、評価が進むにつれて具体的な物質に反映される。

### 3.2.2 化審法による新規化学物質届出概要

化審法において、新規化学物質を製造または輸入する場合は、厚生労働省、経済産業省、環境省の3省に届出が必要で、届出者としては製造業者または輸入業者が行う。その他の届出要件については以下のような内容が要求される。

- ・ 届出と審査：届出前にヒアリングが年10回行われるので、これを受けてから届出するのが推奨されている。規定の書式で届出受理された後、3ヵ月以内に審査の結果「白公示物質」かどうか判定が出される。
- ・ 届出手数：不要

- ・ 製造・輸入開始：現在、白公示物質、指定化学物質(改正化審法では第2種監視化学物質)は、判定通知を受けた日から製造輸入可能となる。指定化学物質は、実績数量等の届出および有害性の調査報告が必要である。

なお、改正化審法と同法による届出制度の詳細については経済産業省または環境省ホームページ等を参照してください。

### 3.3 海外の新規化学物質届出制度

海外で新規化学物質届出制度が実施されているのは、アメリカ、カナダ、欧州、オーストラリア、スイス、韓国、フィリピンに加え、最近では中国でも実施され始めた。その中から代表的な国(地域)の届出制度について概説する。

#### 3.3.1 アメリカ(TSCA)

アメリカの新規化学物質届出制度に関連する法律は、TSCA (Toxic Substances Control Act の略で有害物質規制法)で、1977年に施行された。この法律は、有害な化学物質による人の健康や環境への悪影響を防止することが目的で、TSCAに関連する規則として、製造前届出規則、重要新規利用規則、製造前届出免除規則などがある。

届出の対象となるのは、TSCA インベントリー(既存化学物質リスト)に記載されていない新規化学物質またはポリマーである。届出または免除の種類、届出時期等概略まとめると図2<sup>1)</sup>のようになる。

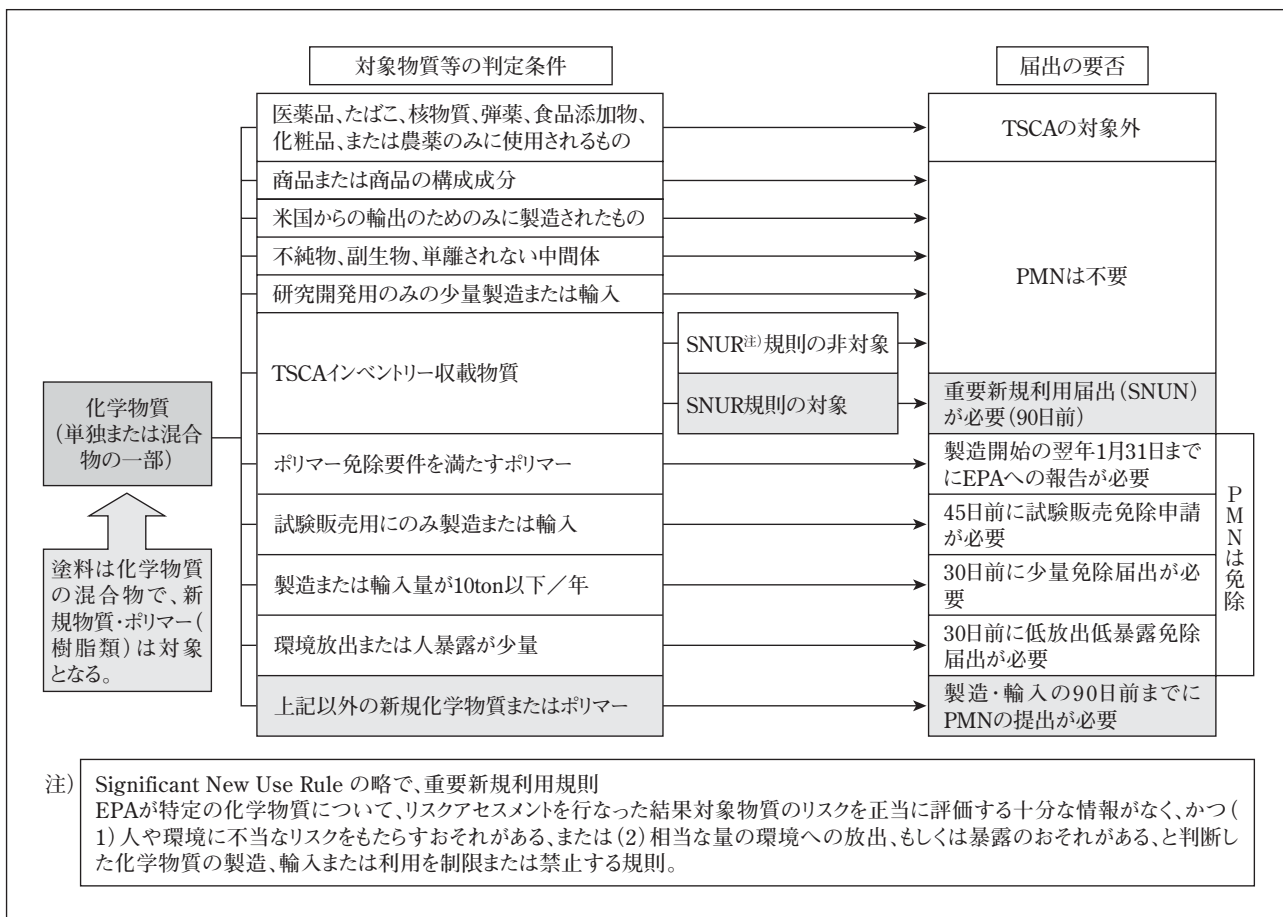


図2 TSCA PMN(製造前届出)等の要否<sup>3)</sup>



免除要件に該当しない新規化学物質またはポリマーを製造または輸入する場合は、90日前までに製造前届出（PMN：Pre Manufacture Notification）の手続が必要となる。

手続は、PMN 書式により必要事項を記入し、EPA（Environmental Protection Agency：環境保護庁）へ提出する。

提出に必要な情報としては、化学物質またはポリマーの名称、製造・輸入量、用途などで、人の健康や環境への影響に関する安全性データに関しては届出者が所有するデータでよいとされている。

また、届出免除の種類としては「少量免除」、「LoREX（Low Environmental Releases and Human Exposure：環境放出または人への暴露が低い物質）免除」「試験販売免除」「ポリマー免除」がある。ただし、これらの免除についても全く何もいらぬわけではないので注意が必要である。

- ・ 少量免除：PMN 書式により必要情報を記載し、30日前までに EPA に免除届出を提出  
年間製造量、要件遵守の証拠等の記録を5年間保存

- ・ LoREX 免除：同上
- ・ 試験販売免除：必要情報を記載し、45日前までに免除申請申請書中の情報に関する証拠文書等を5年間保存
- ・ ポリマー免除：最初の製造の翌年の1月31日までに、製造または輸入報告書を提出  
化学的アイデンティティ、製造量、製造開始日等の記録を5年間保存

届出に関しては、TSCA への違反があると最大 27500ドル/日の罰金も課されるので、TSCA の規定に沿った内容で申請する必要がある。

### 3.3.2 EU

EU の新規化学物質届出制度に関する法律として、指令 67/548/EEC（危険な物質の分類、包装、表示に関する指令）の第7次修正指令がある。EU 加盟国は本指令に対応した法律を制定し新規化学物質等の規制を行っている。EU の新規化学物質届出制度の概略を図3<sup>1)</sup>と表4<sup>1),4)</sup>にまとめた。

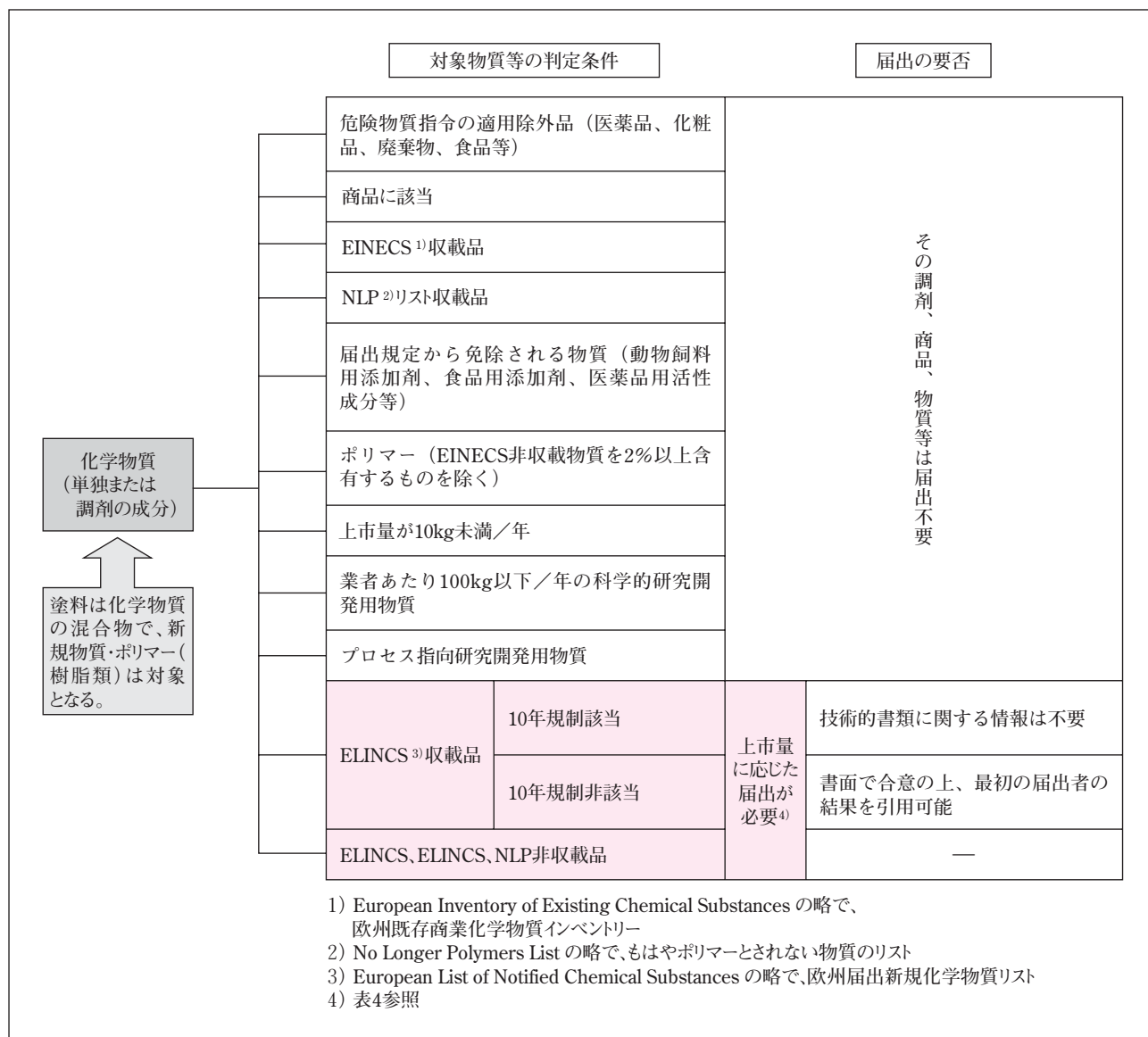


図3 EU・新規物質届出の要否<sup>4)</sup>

表4 EU上市量に応じた届出の種類<sup>1)4)</sup>

	試験の区分		1業者当たりの上市量		届出の書類	付属書
			年間	累積		
①	新規物質	—	1t以上	5t以上	完全届出	ⅦA
②			1t未満	5t未満	少量届出	ⅦB
③			10kg以上100kg未満	500kg未満		ⅦC
④	新規ポリマー	標準試験パッケージ (STP)	1t以上	5t以上	完全届出	ⅦD C1.1
⑤			1t未満	5t未満	少量届出	ⅦD C1.2
⑥			10kg以上100kg未満	500kg未満		ⅦD C1.3
⑦		軽減試験パッケージ (RTP)*1	1t以上	5t以上	完全届出	ⅦD C2.1
⑧			1t未満	5t未満	少量届出	ⅦD C2.2
⑨		新規中間体*2	軽減試験パッケージ	1t以上10t未満	—	完全届出
⑩	1t未満			5t未満	少量届出	ⅦB
⑪	10kg以上100kg未満			500kg未満		ⅦC

\*1 高数平均分子量、低水抽出性、および低分子量成分含有率のクライテリアを満たす場合RTPが採用できるポリマー

1) 数平均分子量 (Mn) >10,000

2) 分子量 (M) <1,000の百分率が1%未満

3) 低水溶解性/低水抽出性 (10mg/L未満)

の3つのすべてを満足するポリマーは生物学的利用がないと考えられている。

\*2 中間体の上市量が1t/年以上でRTPの要件を満たさない場合は、「新規物質」と同じ対応が必要

\*3 α:蒸気圧、爆発性、自然発火温度、酸化性、粒度、ミジンコ類に対する急性毒性

なお、上市量が一定量以上に達した場合、本指令の付属書Ⅶに基づく試験が課される。

EUにおいては新規化学物質および新規ポリマーは、表4のように、年間または累積の上市量に応じた届出が規定されている。詳細については省略するが、当然のことながら上市数量が多くなるほど要求される試験項目数も多くなる。

EU指令に基づき届出された新規化学物質は、EU加盟国の所管官庁で審査される。当該所管官庁は、届出物質についてリスク評価を実施し、受理の可否を決定する。この決定は、完全届出の場合は60日以内、少量届出では30日以内に行われる。

なお、届出料金、罰則等はEU内でも国により異なるので、現地の関係会社や代理人等を通じ当該国の所管官庁の最新情報入手・やり取りしながら対応したほうが間違いない。

### 3.3.3 オーストラリア

オーストラリアでは工業化学品法により化学品を規制しており、新規化学物質の届出をしている。オーストラリアの新規化学物質届出制度は、EUのシステムと類似している。ただ、EUではポリマーの届出は不要であるが、オーストラリアはポリマーについても届出が必要となっているので注意を要する。

また、届出の種類としては、「標準届出」「限定届出」などの『届出』と、「少量許可」「商業的評価許可」の『許可』に分かれていることが大きな特徴である。(表5<sup>1)</sup>参照)

『届出』または『許可』に関する申請書類は、NICNAS (National Industrial Chemical Notification & Assessment Scheme: 国家工業化学品届出評価機構)へ提出し、NICNASがリスク評価・審査をして届出物質の受理可否を判定する。

### 3.3.4 アジア

#### (1) 中国

近年、中国において諸産業は大きく発展しており、化学品の安全規制も強化されており新規化学物質届出制度も2003年10月から施行されている。新規化学物質の申告のフローを示すと、図4のようになっているようであるが、

- ・ 既存の他国の届出制度との整合性
- ・ 報告期間の無理: 登記中心から評議審査委員会への報告が5日以内の報告等問題がありそうで、まだ試行段階にあり運用しながら適宜改正されていくものと考えられる。

#### (2) 韓国

韓国は、日本と同じように新規化学物質の届出は、以下の2カ所申請が必要である。

- ①「有害化学物質管理法(日本の化審法、毒劇法、化管法(PRTR法)を併せたような内容)に基づき環境部・国立環境

表5 オーストラリア導入タイプに対する提出情報<sup>1)</sup>

年間製造量・導入区分等	届出	提出情報 (付属書 Part)	審査期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業用化学品、獣医用化学品、治療用物質、食品、食品添加物、放射性物質</li> <li>● 商品</li> <li>● 混合物</li> <li>● 天然に生じる化学品（非秘密の部に記載されているものとみなされる）を含む。</li> <li>● 不純物、副生物（含有量を問わない）</li> <li>● 反応中間体および付随物に生じる化学品</li> </ul>	届出不要	—	
年間製造量1t超の新規物質（研究・分析用も）	標準届出	(A、B、C)	90日以内
年間製造量1t超でMn < 1,000の合成ポリマー		(A、B、C、D)	
年間製造量1t超でMn ≥ 1,000の合成ポリマー	限定届出	(A、B、D)	
年間製造量100kg超1t以下		(A、B)	
年間製造量10kg超100kg以下（全国の総量）	少量許可申請	所有データ (安全性試験)	20日以内
年間製造量10kg以下	少量免除	自己リスク審査と NICNASへの通知	不要
年間製造量10t以下場所限定（製造のみ）	限定届出	(A、B)	90日以内
年間製造量1t以下/年（最大2t/最長2年）	商業的評価許可申請 (CEC) 許可証 <sup>*2</sup>	所有データ	不要 <sup>*3</sup>
年間製造量50kg以下の研究・分析用	届出不要	なし	不要
年間製造量50kg超、1t以下の研究・分析用	限定届出	(A、B)	90日以内
低懸念合成新規ポリマー（PLC）	簡易届出	付属書1の様式1A*4 (所定の情報添付)	90日以内

新規物質  
または  
新規ポリマー\*1

\*1 バイオポリマーを除く

\*2 使用者に物質安全性データシートおよびNICNASへの最終報告書を提出する。

\*3 2001年届出者のためのハンドブックによる。

\*4 書式1-EIP:早期導入許可(EIP)の場合、手数料<sup>注)</sup>545豪ドル(ただし、適格クライテリアおよび条件に合致していれば、新規移行措置により無料)<sup>注)</sup>手数料は、2003年7月改定されたもの

付属書の概要

Part	届出記述書概要
A	法第23条の項のいずれかがその化学品に適用されるかの特定、健康・環境影響の要約等5項目
B	アイデンティティ、組成、用途、外観、導入予定量、労働安全衛生影響、環境影響、公衆への健康影響、物理・化学的データ、検出・分析方法、表示・ラベル、物質安全性データシート、緊急時の無害化手順等
C	健康および環境影響データ 毒性、環境毒性、生分解性、生体蓄積性データ（15項目）
D	申請の対象となるポリマー ポリマーの組成（重量%）、数平均分子量、残留モノマー等の低分子量種含有量、ポリマーの劣化、分解または解重合等の情報（6項目）

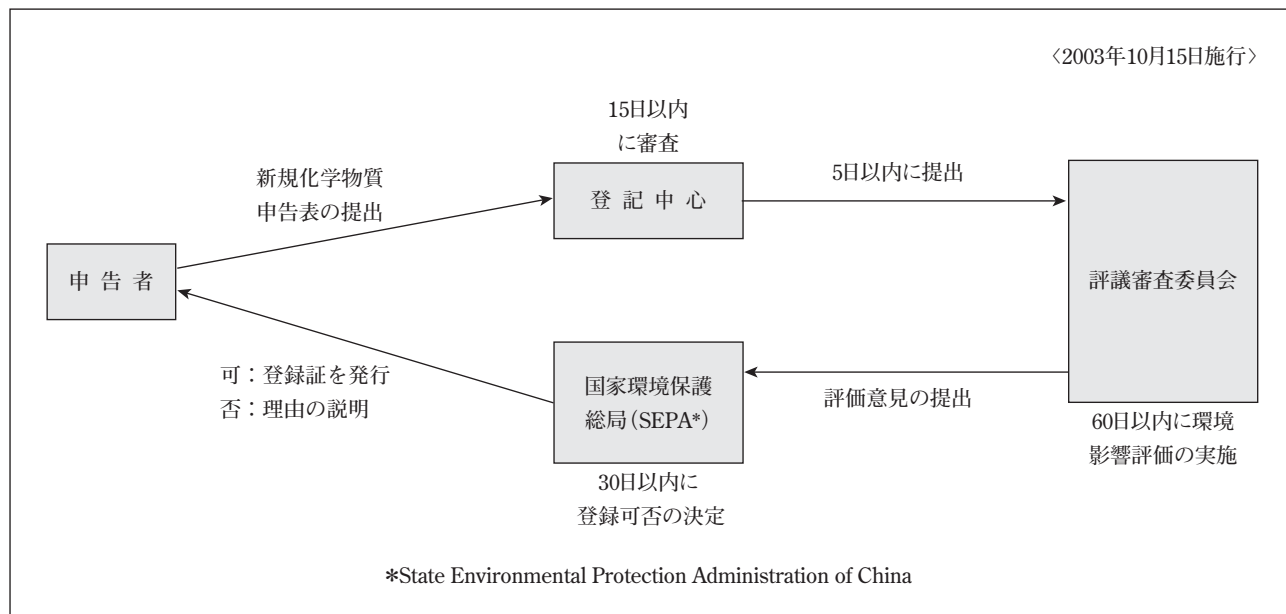


図4 中国・新規化学物質申告フロー

申告免除条件 (1) 化学研究を目的とし、毎年の生産または輸入数量が100kg以下  
 (2) 新規化学物質モノマーの含量が2%未満のポリマー  
 (3) 研究・開発用として生産または輸入数量が1t以下の場合、1年間免除可能  
 (4) 中国国内で生態毒性試験を行うために輸入する試験サンプル  
 ただし、申告人は免除申告の申請表、当該物質の数量、取引先の名称等の記録保存が必要

研究院へ]

② 産業安全保健法（日本の労安法に相当）に基づき労働部へ]  
 これらの概略を表にまとめると、表6<sup>1)</sup>のようになるが、詳細の届出内容については省略する。

とも多く予定されている。国内では、今回取上げた改正化審法が平成16年4月1日に施行される。労安法も改正され、石綿の含有重量が製品中の1%を超えるものについては製造・輸入禁止となる。スレート板、セメント板、プレーキライニングなど10種類の石綿含有製品が定められており、施行は平成16年10月1日からとなっている。また環境省は、VOC（揮発性有機化合物）の排出抑制のため、大気汚染防止法の改正を検討している。

一方、海外では国際的に化学物質の分類・表示システムを調和

#### 4. 今後の動向

環境・安全・健康に関連する化学物質の規制は、国内及び海外

表6 韓国の新規化学物質届出制度<sup>1)</sup>

	1	2
法律名	有害物質管理法 (TCCA) Toxic Chemicals Control Law	産業安全保健法 (ISHL) Industrial Safety & Health Law
既存物質リスト	既存化学物質リスト (ECL: Existing Chemical List)	
届出時期 (標準的届出)	製造・輸入の45日前まで	
届出者	製造業者または輸入業者	
届出場所	国立環境研究院長	労働部
届出手数料	50,000ウォン	記載なし
届出書式	化学物質有害性審査申請書 (施行規則別紙第1号書式)	有害性調査結果報告書 (施行規則別紙第18号書式)
審査結果	「有害性審査結果」を郵送し、約1カ月後官報に公示	「有害性審査結果」を郵送し、1~3カ月以内に官報に公示
罰則	3年以下の懲役または1,000万ウォン以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● MSDSに関する違反: 500万ウォン以下の罰金、</li> <li>● 有害性調査結果報告書未提出: 300万ウォン以下の罰金</li> </ul>



させるためのシステム（GHS：Globally Harmonized System of Classification and Labeling）が2008年から全世界的に実施される予定である。（APECでは、2006年末までに自主的に実施予定）

これに伴い、国内の化学業界（塗料も含む）でも、分類の基準、表示（ラベル）、MSDS等の見直しが必要になってくる。ヨーロッパでは、電気・電子機器や自動車工業会の動きが活発で、WEEE（廃電気・電子機器リサイクル）指令、RoHS（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令、ELV（廃自動車）指令の見直し等が実施されている。また、EUの化学物質政策としてREACHシステムの最終案が2003年10月に出され、実施に向け検討されている。このシステムは、化学物質の「登録（Registration）」、「評価（Evaluation）」、「承認（Authorization）」を行うシステムで、生産量の多い物質から評価される。REACHシステムが実施されると、日本にも影響が出るものと思われる。

## 参考文献

- 1) JETOC 特別資料 No.160 世界の新規化学物質届出制（第2版）
- 2) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構・ホームページ
- 3) JETOC 特別資料 No.171 米国における化学物質規制の初歩（第3版）
- 4) JETOC 特別資料 No.170 欧州における化学物質規制の初歩（第4版）